

公益信託 源河朝明記念那覇市社会福祉基金
募集要項（第 16 回）

公益信託 源河朝明記念那覇市社会福祉基金
受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
事務局 株式会社琉球銀行

1. 助成対象

(1) 助成対象先

沖縄県において、那覇市を中心に県民のための社会福祉活動（社会福祉法第 2 条に規定する第 1 種社会福祉事業および第 2 種社会福祉事業にかかわる社会福祉活動、その他これに類する社会福祉活動）を営み、かつ、1 年以上の事業実績を有し、原則として営利事業を行わない法人または団体とします。

(2) 助成対象事業

- ① 那覇市を中心とした沖縄県内の社会福祉に関する独創的、先駆的な事業・企画に対する助成事業とします。（日常の人件費や交通費は助成対象外とします）
- ② 沖縄県内において、那覇市を中心に障がい者、高齢者および児童に対する次に掲げる社会福祉活動を営む法人およびボランティア団体を支援するための施設・機器の整備等に対する助成とします。
 - ア. 在宅障がい者・高齢者に対する給食、入浴、家事援助活動
 - イ. 在宅障がい者・高齢者の外出補助活動
 - ウ. ひとり暮らし、寝たきりの高齢者に対する訪問活動
 - エ. 点訳・録音活動
 - オ. 障がい者福祉施設・高齢者福祉施設での労力提供活動
 - カ. 障がい者・高齢者に対する文化、レクリエーション活動の指導、援助活動（社会福祉事業にかかわるものに限り、趣味的な活動を行う団体は除きます。）
 - キ. その他児童福祉等上記に準ずる活動

2. 応募資格

1. に記載した助成対象者のうち、公的助成を受けていないまたは公的助成が少ない法人および団体とします。（当基金から既に助成を受けたことのある法人・団体は後順位となります）

3. 助成金

- ・ 助成金総額は 500 万円の予定です。
- ・ 助成金額は、1 法人または 1 団体 100 万円を限度とします。

4. 応募方法

当基金所定の「助成金支給申請書」および「事業計画書」に必要事項を記入し、応募期間中にご提出ください。

5. 応募期間

平成 25 年 7 月 1 日（月）～ 平成 25 年 8 月 30 日（金） ※最終日当日消印有効

6. 選考の方法

公益信託「源河朝明記念那覇市社会福祉基金」運営委員会の審議により、受給団体および助成金額を決定します。

7. 助成金の給付

平成 25 年 11 月（予定）に助成金授与式を開催し、助成金を銀行振込により給付します。

8. 報告書の提出

受給者は、助成の対象となった事業の終了後、当基金所定の事業報告書を基金あて提出いただきます。

9. 募集窓口

株式会社琉球銀行 総合企画部 地域貢献室

Tel：098-860-3787 （担当：宮城）

那覇市 福祉部 福祉政策課

Tel：098-862-9002 （担当：田場）

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 リテール受託業務部 公益信託グループ

Tel：03-6250-4596 （担当：江川）

10. 申請書の提出先

〒900-0015

沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 11 番 1 号

株式会社 琉球銀行総合企画部 地域貢献室内

公益信託 源河朝明記念那覇市社会福祉基金 事務局

以上